

## 日進市教育委員会の後援等名義について

日進市では、市民の教育、芸術、文化および体育の振興を図るため、皆さんが行う事業に対して、一定の要件の下、後援及び賞の交付について名義の使用許可を行っております。

後援名義の使用を許可すると、広告物や印刷物等に日進市の後援を得ていることを表示することができます。ただし、市教育委員会や学校等が、ポスターやチラシを配布したり、児童生徒や教職員の出席を促すなど、後援によって特別な協力を行うことはありません。

また、賞の交付を許可すると、賞状や盾等に日進市教育委員会賞と表示することができます。ただし、賞状や盾等は事業者側でご用意ください。表彰印はご利用いただけます。

- 申請は、後援名義を使用する6ヶ月前から30日前までにご申請ください。30日前を過ぎての申請は原則受付いたしません。申請書受付後、審査等に要する時間は2～3週間です。チラシ等の作成などで早めに許可を必要とされる場合はご注意ください。
- 後援名義の使用を許可された事業を実施された後、30日以内に実施報告書をご提出ください。

### <申請窓口>

〒470-0192 日進市蟹甲町池下 268 番地

日進市教育委員会 学習政策課(日進市役所2F)

午前8:30～午後5:15(土・日・祝日・年末年始{12/29～1/3}を除く)

電話 0561-73-4169

(制度の趣旨)

市民の教育、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与することを目的とする公益性のある事業に対し、後援及び賞の交付名義の使用許可をするものです。

(審査の基準)

1 次の各号のいずれかに該当する事業を対象とします。

- (1) 国又は県の執行機関が主催（共催）又は後援等をしている事業
- (2) 日進市が主催（共催）又は日進市及び日進市教育委員会が助成している団体及びその下部組織が実施する事業
- (3) 学校教育法第1条に規定する学校が実施する事業
- (4) その他、教育委員会が適当と認める事業

2 前項に規定する事業であっても、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、後援等の使用許可は行いません。

- (1) 特定の宗教又は政治団体を宣伝、支持若しくは反対する意図があると認められる事業
- (2) 営利又は商業宣伝の意図があると認められる事業
- (3) 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれのある事業
- (4) 代表者、役員等の責任体制が明確でない事業
- (5) 参加者・応募者が一部の地域や会員等に限定されており、広く市民を対象としていない事業
- (6) 事業実施にあたって、公衆衛生及び安全の確保について、十分な措置が講じられていない事業
- (7) 事業実施の確実性が乏しい事業
- (8) 事業実施にあたり、団体及び組織への加入等の勧誘が目的である事業
- (9) 事業実施にあたり、幅広い市民の参加が見込まれない事業
- (10) 暴力団と関係があり、又はそのおそれがある事業
- (11) 政治的中立性を損なうおそれがある事業
- (12) その他、後援等を行うことが不適當と認められる事業

(許可期間)

事業が、名義を使用できる期間は、許可書を交付した日から事業実施当日までに限ります。

(変更等の申請)

許可を受けた事業内容に変更が生じた場合若しくは既に受けた許可を取り下げる場合は、ただちに後援等名義使用許可内容変更等申請書（第4号様式）に変更事項

等を明記して提出してください。

(許可の取り消し)

許可をした事業について、申請内容に虚偽があった場合又は変更等の申請を審査した結果若しくは事業実施前に審査の基準第2項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、許可を取り消す場合があります。また、事業実施後に虚偽の事実が確認された場合は、今後当該団体に対する後援等を行いません。